## 38.9m<sup>®</sup>のほふく室

• 幼児12人と保育士3人



## 46.8m<sup>®</sup>の保育室

• 児童21人



• 床面積的には23人まで受入可

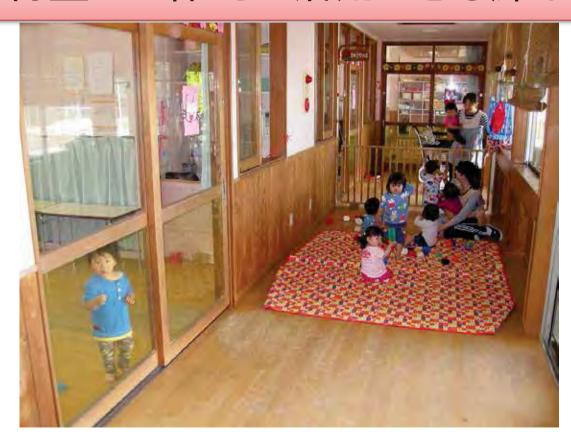
# 46.8m<sup>®</sup>の保育室

• 21人でも狭く感じますが、



# 保育を行うのは保育室 だけではありません。

保育室と一体的に活用できる廊下!



# 3歳以上児でも

• 廊下を使って保育してます。



# 保育室等の面積は保育の質を考えると非常に重要!

ですが、

居室の面積の補完ができれば保育の質の低下にはつながらないと考えます。

働く保護者、特に女性が継続的に働き続ける社会を目指すには待機児童の発生させないことが重要と考えます。

#### 35

#### 保育室等の居室面積基準の緩和

~都市部だけの緩和ではなく、待機児童の発生している市町村が使いやすい緩和制度に~

平成29年7月12日 大阪府









重点番号1:保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」等の見直し(大阪府)

### 提案事項

第一次地方分権一括法等により、保育所に係る居室の床面積については、本来「従うべき基準」とされているが、厚生労働省令で定められた都市部においては「標準として定めるもの」として緩和されている。この緩和措置について、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう要件の見直しを求める。

#### <参考>現行の緩和制度

保育所に係る居室の床面積の特例として「保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、<u>保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で</u>定める基準を標準として定めるものとする。」

※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第四条

(平成23年法律第37号) (第1次一括法)

保育室等の面積基準		国の基準 (従うべき基準)	<緩和例> 大阪市の面積基準 (待機児童の発生し ている区域の場合)		
0歳児	乳児室	1.65㎡以上	1.65㎡以上		
	ほふく室	3.3㎡以上	1.65㎡以上		
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	1.65㎡以上		
	ほふく室	3.3㎡以上	1.65㎡以上		
2歳児以上	保育室	1.98㎡以上	1.65㎡以上		

#### 大阪府内の現状

- 待機児童の発生している 市町村22市町/43市町村
- 面積基準の緩和を希望している市町村16市町/43市町村



- ■市町村からの意見
- ・年度途中の待機児童受け入れに活用できる
- ・一部地域の待機児童解消に活用できる(入所希望に地域偏在が発生しているため)
- ・きょうだい同一園入所が実現しやすくなる

#### 現行の緩和条件と課題

#### 現行の緩和条件

- ・面積基準は全国一律が原則であり、下記の①かつ②の要件を満たす場合に限り、面積 要件の緩和が認められている。
- ①前々年4月1日現在で待機児童100人以上
- ②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える

#### ■課題

- ・前々年の待機児童数を要件としているため、要件が実態とかい離している。
- ・現行制度では、都心部の3市(大阪市、豊中市、吹田市)が緩和の対象となっているが、これら3市以外の新興住宅地においても、待機児童が増加・発生している。
- ・現行制度は、保育所のみを対象としており、認定こども園が対象となっていない。 <br/>
  ・現育施設の数>

認可保育所		認定こども園   合計 	   幼保連携型 	保育所型	幼稚園型	   地方裁量型 		
H27年4月1日	1,101	287	259	4	24	0		
H28年4月1日	1,057	376	331	6	39	0		
H29年4月1日	984	505	434	7	64	0		

#### 基準緩和の具体的内容

- ■認定こども園を対象に加える。
- 特例措置の要件を以下の①かつ②を満たす場合とするよう緩和する。

但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付けるなどの対応策を講じることを検討する。

- ①「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策(平成28年4月7日付通知)」に参加する全ての市町村を対象とする。
- ②各市町村の住宅地公示価格の上位の価格が、住宅地公示価格の全国平均額を超える。

なお、住宅地公示価格の全国平均額と市町村の上位の価格を比較した場合、 上位の価格が低くなる市町村であっても、土地の実勢価格と比較して価格が高 くなる場合は対象とする。この場合は、市町村において住宅地公示価格の平均 よりも高いことを証することとする。

#### 40

## 基準緩和の具体的内容 ~特例措置の要件緩和①~

#### ■ 住宅地公示価格の平均額の対象地域の見直し

- ・住宅地公示価格の平均額を三大都市圏とせず、全国の平均額としていただきたい。
- ▶三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、緩和対象となる地域が限定的となる。
- ※全国の住宅地公示価格の平均額は129,510円/㎡であるのに対し、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額は189,636円/㎡であり約6万円の開きがある。

(平均額は、平成29年地価公示より試算(国土交通省HP))

※住宅地の都道府県別価格指数:東京都100とした場合、大阪府44.4、神奈川県52.4 (平成28年度都道府県地価調査より)

#### <住宅地公示価格の平均額の比較>

現行		提案			(参考)
三大都市圏	三大都市圏 (東京圏を除く)	全国	全国 (東京圏を除く)	地方のみ	東京圏
189,636円	133,861円	129,510円	80,327円	50,570円	230,589円

※住宅地公示価格については、東京圏、大阪圏、名古屋圏、地方の別で公表されている。

3. 住宅地の都道府県別価格指数									
						(価格	各指数	(:東)	京都=100)
都道府県	平均価格指数	都道	1 府	県	平均価格指数	都道	道 府	県	平均価格指数
北海道	5. 5	石	Ш	県	12.6	岡	Щ	県	8.7
青森県	4. 9	福	井	県	9.3	広	島	県	15.8
岩 手 県	7. 4	Щ	梨	県	7.6	Щ	П	県	7. 6
宮城県	10.8	長	野	県	7.6	徳	島	県	9.0
秋 田 県	4. 1	岐	阜	県	10. 1	香	Ш	県	9.9
山 形 県	5. 8	静	岡	県	19. 9	愛	媛	県	11.2
福島県	6. 9	愛	知	県	29.7	高	知	県	9. 4
茨 城 県	9.8	=	重	県	9.1	福	岡	県	13.8
栃木県	9. 9	滋	賀	県	14.0	佐	賀	県	6. 0
群馬県	9. 2	京	都	府	30.9	長	崎	県	7. 1
埼 玉 県	31. 9	大	阪	府	44. 4	熊	本	県	8. 3
千 葉 県	21.6	兵	庫	県	30. 4	大	分	県	7. 4
東京都	100.0	奈	良	県	15.8	宮	崎	県	7. 4
神奈川県	52. 4	和歌	山方	県	10.3	鹿児	己島	県	8. 3
新潟県	7. 9	鳥	取	県	5.9	沖	縄	県	14. 2
富山県	9. 2	島	根	県	6.5				
(注) 東京都の住	(注) 東京都の住宅地の平均価格は332,800円/㎡である。								

平成28年都道府県地価調査より抜粋(国土交通省HP)

## 基準緩和の具体的内容 ~特例措置の要件緩和②~

## 7

#### ■ 平均額の比較対象の見直し

- ・比較対象とする価格は各市町村の住宅地公示価格の上位の価格としていただきたい。
  - ▶保育所用地の確保が困難であるという課題は、市町村内で住宅開発が進み子どもが増えている土地価格が最も高いエリア(=住宅地の上位の価格)において顕著に発生していると言えるため、平均価格よりも上位の価格を比較対象とすることが実情を反映していると言える。
- ・なお、住宅地公示価格の全国平均額と市町村の上位の価格を比較した場合、上位の価格が低くなる市町村であっても、土地の実勢価格と比較して価格が高くなる場合は対象とする。 この場合は、市町村において住宅地公示価格の上位の価格よりも高いことを証することとする。
  - ▶住宅地の上位の価格と比較すると全国平均よりも低くなるものの、駅前などの利便性の高い地区は商業地となり、その地価公示額で比較すると住宅地の上位の価格の2倍程度となるケースがある。また、地価公示の時点と土地の取得時でタイムラグが生じ、公示価格と取得予定価格で乖離が生じる可能性があり、保育所整備には一定の面積が必要となるが、土地の取得にあたっては狭い土地よりもまとまった土地のほうが価格が高くなる傾向があり、公示価格と実勢価格がリンクしないケースが考えられる。

<住宅地公示価格の上位の価格と実勢価格の比較(大阪府内で、住宅開発が進み子どもが増えているエリアの例)> (円/m)

平均価格	上位の価格	下位の価格	同市内の商業地の 地価公示例	
78,500円	98,000円	23,500円	191,000円	